

委員会・指針・訓練を一つの運用へ

感染症対策の 体制づくり

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



感染対策の3本柱と、感染症BCPを別レーンで管理します

指定通所支援基準第41条は、感染症・食中毒の発生とまん延を防ぐため、委員会、指針、研修・訓練を求めています。

COMMITTEE

感染対策委員会

対策を検討し、開催結果に従業者へ周知徹底します。テレビ電話装置等も活用できます。

POLICY

感染対策指針

平常時の予防と、発生時の対応・連絡体制を事業所の手順として整備します。

PRACTICE

研修・訓練

知識を学ぶ研修と、発生時の動きを試す訓練を分けて計画し、実施記録を残します。

感染症BCPは第38条の2に基づく別の義務です。感染症・災害のBCPは一体の文書にもできますが、感染対策指針は「感染を防ぐ・広げない」、BCPは「限られた体制で支援を続け、早期再開する」という目的を識別します。

委員会は、検討・決定・職員周知までを一つの開催記録にします

解釈通知は、おおむね3か月に1回以上の定期開催に加え、流行時期等を踏まえた随時開催を示しています。

設計項目	決めること	残す証拠
体制	構成員、感染対策担当者、責務、招集者、欠席時の共有方法	名簿、役割表、開催案内
定期開催	年間予定と、おおむね3か月に1回以上の開催枠	開催日、出席者、議事録
随時開催	流行情報、発生事案、対策変更を受けて招集する条件	招集理由、判断、対応期限
職員周知	決定事項、変更した手順、担当者、適用開始日	周知日、対象者、方法、確認記録

関係が深い他の会議体と一体的に運営する場合も、感染対策として扱った議題・決定・周知を議事録から追えるようにします。

省令本文は「定期的」と定め、具体的な「おおむね3か月に1回以上」は解釈通知に示された取扱いです。自治体条例・指導基準も確認します。

指針は、平常時と発生時を同じ連絡線でつなぎます

厚生労働省の手引きを骨格にし、責任者、設備、利用児、連絡先を自事業所の現在の状態へ置き換えます。

平常時の対策

- 手指衛生、標準予防策、換気、清掃、排泄物・血液・体液の処理
- 利用児と職員の体調観察、普段との違いを共有する方法
- 個人防護具、消毒用品、清掃用具等の保管・補充担当
- 障害特性や医療的配慮に応じた説明・支援方法

発生時の対応

- 発生状況の把握、本人の安全確保、感染拡大を防ぐ初動
- 管理者、家族、協力医療機関、保健所・行政等への連絡線
- 接触状況、対応者、使用場所・物品、行った処置の記録
- 通常運営へ戻す条件と、指針・研修へ反映する振り返り

指針には版番号、承認日、適用日、保管場所、周知日を付けます。疾患別の登所・利用判断や期間は固定値を転記せず、最新の公衆衛生情報と指定権者の案内で確認します。

研修と訓練は、目的も証拠も分けて残します

解釈通知は、感染対策研修を年2回以上、感染症発生を想定した訓練を年2回以上行う取扱いを示しています。

工程	扱う内容	頻度・対象	実施記録
感染対策研修	基礎知識、標準予防策、事業所の指針、衛生的な支援	年2回以上。新規採用時にも実施	日時、教材、講師、参加者、補講
感染症対応訓練	発生時の報告、役割分担、区域分け、支援・清掃等の演習	年2回以上。机上と実地を適切に組み合わせる	想定、手順、参加者、所要、課題
改善反映	理解不足、動けなかった工程、物品・連絡先の不足を修正	各回の終了後	改善項目、担当、期限、完了確認

資料配布だけで研修・訓練の双方を実施済みにしません。欠席者への補講、参加確認、訓練で実際に試した動作を区別して記録します。

年2回以上等の具体的頻度は、令和6年3月29日最終改正の解釈通知で確認したものです。

日常観察から発生時の初動まで、迷わない順番を決めます

感染症名を確定する前でも動けるよう、「気づき」「安全確保」「報告」「連携」の入口を共通化します。

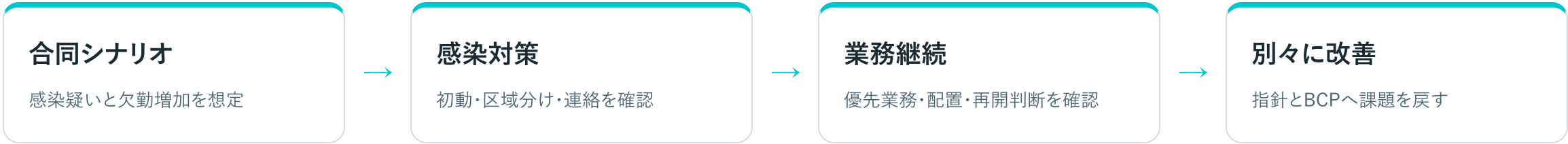


保健所への相談・報告や事業所運営の取扱いは、感染症、発生規模、地域の基準で異なります。事前に連絡先を登録し、発生時は最新案内を確認します。

一体実施しても、感染対策とBCPの目的・証拠は分けます

解釈通知は、感染症BCPの研修・訓練を感染対策の研修・訓練と一体的に行うことを認めています。

レーン	判断すること	主な成果物
感染対策指針	感染を予防し、発生時に広げないための衛生・支援・連絡手順	指針、委員会議事録、感染研修・訓練記録
感染症BCP	欠勤や供給制約がある中で、優先業務を続け、縮小・休止・再開を判断する方法	BCP、優先業務表、代行順位、BCP研修・訓練記録



合同開催の日付だけを残すのではなく、どの義務の何を実施したか、参加者、評価、改訂先を記録します。別の研修・訓練頻度を相互に置き換えない運用が安全です。

出典・確認事項

現行省令、国の解釈通知、厚生労働省の通所系感染対策資料・指針作成手引きを照合しました。

e-Gov法令検索 | 指定通所支援の人員・設備・運営基準（第38条の2・第41条・第71条）

https://laws.e-gov.go.jp/api/2/law_file/xml/424M60000100015?asof=2026-08-14

確認日: 2026-08-14

厚生労働省 | 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

確認日: 2026-08-14

厚生労働省 | 障害福祉分野における感染対策指針作成の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963468.pdf>

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁 | 指定通所支援基準の解釈通知（令和6年3月29日最終改正）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/4f32592a/20240401_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_09.pdf

確認日: 2026-08-14

厚生労働省 | 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（通所系）

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_tuusyo-2_s.pdf

確認日: 2026-08-14

委員会・指針・研修訓練、発生時報告、自治体条例上の取扱いの最終確認は、所在地を所管する指定権者へお願いします。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。